

# 旭川市食品ロス削減推進計画

令和5年（2023年）3月

旭川市

# 目 次

## 第 1 章 計画策定の趣旨等

1	計画策定の背景・趣旨	1
2	計画の位置付け	2
3	計画期間	2

## 第 2 章 食品ロスの現状と課題

1	全国における食品ロスの発生状況	4
2	北海道における食品ロスの発生状況	5
3	旭川市における食品ロスの発生状況	6
4	市民アンケート調査結果	8
5	本市のこれまでの取組	10

## 第 3 章 食品ロス削減の推進方針及び施策

1	基本理念	11
2	目指す姿	11
3	推進の視点	12
4	数値目標	13
5	基本方針	16
6	施策の体系	17
7	具体的な取組	18

## 第 4 章 計画の推進

1	各主体の役割	28
2	推進方法について	31

# 第1章 計画策定の趣旨等

## 1 計画策定の背景・趣旨

「食品ロス」とは、本来食べられるにもかかわらず廃棄されている食品であり、食品の生産、製造、販売、消費等の各段階において、食品関連事業者及び家庭から様々な形で日常的に発生しています。国の推計によると、日本では年間522万トン<sup>※1</sup>の食品ロスが発生しており、これは、国連世界食糧計画（WFP）による世界の食糧援助量<sup>※2</sup>の約1.2倍に相当します。

食品ロスについては、平成27年（2015年）9月に国連サミットで採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ<sup>※3</sup>」において、「2030年までに小売・消費レベルにおける世界全体の一人当たりの食料廃棄の半減」が国際目標として設定されるなど、その削減が国際的にも重要な課題となっています。

また、世界には栄養不足の状態にある人々が数多くいることや、今後、世界人口の増加により、食料需要が増加するとの推計もある中で、我が国は食料を大量に輸入している一方で、大量に廃棄しており、食品ロスの削減は真摯に取り組むべき課題であります。

こうした現状を踏まえ、令和元年（2019年）10月に「食品ロスの削減の推進に関する法律」（以下「食品ロス削減推進法」という。）が施行、令和2年（2020年）3月には、食品ロス削減推進法第11条の規定に基づき、「食品ロスの削減の推進に関する基本的な方針」（以下「基本方針」という。）が閣議決定され、地方公共団体においても食品ロス削減推進計画の策定に努めるよう示されました。

北海道は、食品ロス削減推進法第12条の規定に基づき、令和3年（2021年）3月に「北海道食の安全・安心計画」及び「北海道食育推進計画」の個別計画と位置付ける「北海道食品ロス削減推進計画」を策定し、同計画で示す「めざす姿」の達成に向けた取組を進めています。

本市では、食品廃棄物減量の視点から、令和元年度（2019年度）より食品ロス削減に係る取組を「第3次旭川市食育推進計画（平成29年3月策定）」に位置付け、市民に向けた周知や啓発を中心として本格的に推進してきています。

こうした国や北海道の動向及び本市のこれまでの取組を踏まえ、消費者、事業者、団体、行政などが相互に連携し、本市における食品ロスの削減をより一層、総合的かつ計画的に推進することを目的として、旭川市食品ロス削減推進計画（以下「本計画」という。）を策定します。

※1 環境省「我が国の食品廃棄物等及び食品ロスの発生量の推計値（令和2年度）」による

※2 農林水産省「令和2年度食料需給表（2020年度食料自給率）」による

※3 持続可能な開発のための2030アジェンダ 2015年9月の国連総会で採択された2030年までの国際開発目標

## 2 計画の位置付け

本計画は、食品ロス削減推進法第13条第1項の規定に基づき、国の基本方針や北海道の計画を踏まえ、策定するものとします。

また、北海道食品ロス削減推進計画が、北海道食育推進計画等の個別計画に位置付けられていることから、本計画は旭川市食育推進計画の関連計画と位置付け、策定や推進に当たっては「旭川市食育推進会議」を中心として意見を聴取します。

なお、旭川市ごみ処理基本計画など本市の食品ロス削減推進に関連する事項を定める各種計画との整合や調和も図ります。

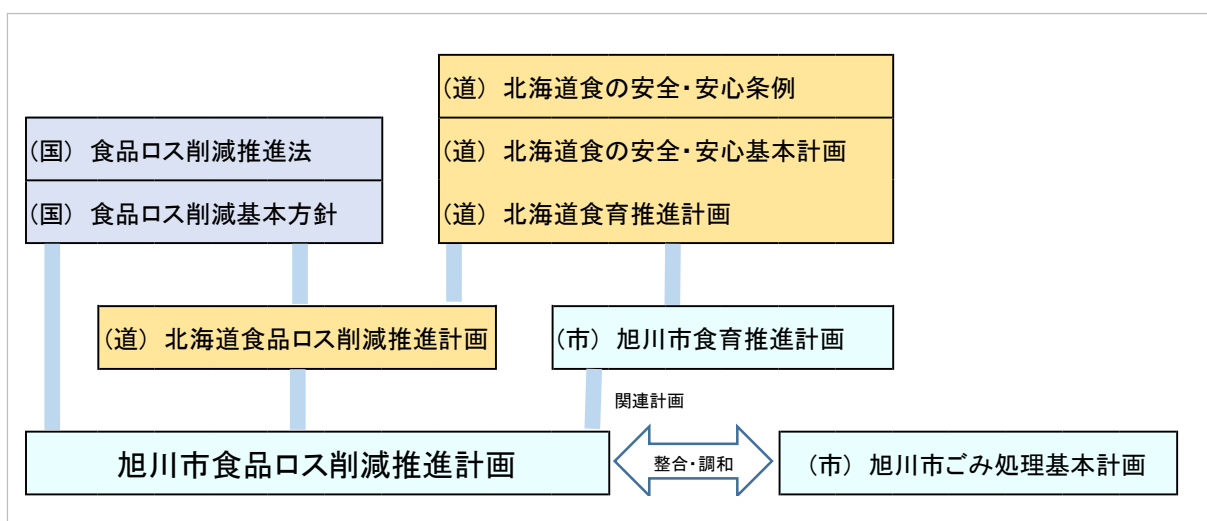


図1 本計画の位置付けイメージ図

## 3 計画期間

計画期間は令和5年度（2023年度）～令和14年度（2032年度）とします。

北海道は、令和3年度（2021年度）～令和12年度（2030年度）の10年間を計画期間としていること、また、旭川市食育推進計画の計画期間が5年間であり、計画を見直す際の同計画との整合を図る観点から、本計画の期間を10年間に設定するとともに、5年で中間見直しを実施します。

なお、社会経済情勢の変化や、法律の改正等、計画の変更が必要となった場合には、適宜見直しを行うこととします。

コラム

【持続可能な開発目標(SDGs)と食品ロス】

SDGsは、17の目標、169のターゲットから構成されており、「食品ロス」に関連するものとしては、目標12「つくる責任、つかう責任」のターゲットの1つとして、「2030年までに小売・消費レベルにおける世界全体の一人当たりの食料の廃棄を半減させ、食品ロスを減少させる」という達成目標が掲げられています。

これは、これまでの大量生産・大量消費の考えを改め、すべての国が、一人当たりの食品廃棄量を全体で半分に減らし、3R<sup>※4</sup>を促進することを目指す目標であり、目標を実現させるためには、食料品をはじめとして、限りある資源を有効に活用し、持続可能な生産と消費を行うことが必要です。

また、食品ロスを削減することは、単純に生ごみを減らすだけではなく、生ごみの焼却に要するエネルギーも削減することになり、CO2削減などの環境負荷の低減にもつながるのです。



コラム

【食料自給率の推移と食品ロス】

食料自給率とは、国内の食料全体の供給に対する食料の国内生産の割合を示す指標で、最も基礎的な栄養価である熱量で換算するカロリーベースと、生産や加工など経済活動を評価する観点から金額で換算する生産額ベースがあります。

食料自給率は、米の消費減少や食生活の変化などにより低下傾向で、直近の令和3年度では、カロリーベースで38%、生産額ベースで63%となっており、世界的に見て低い値となっています。

しかし、世界では人口増加が進んでおり、将来にわたって需要を満たすだけの生産ができる確証はありません。このことは、我が国が確実に輸入し続けられる保証が無いということにもなります。

世界的な食料危機の問題を抱えながら、国内では多くの食品ロスを生み出しているという状況は、社会全体で解決していかななくてはならない問題です。



(出典：農林水産省)

※4 3R (スリーアール) リデュース (Reduce: 廃棄物の発生抑制), リユース (Reuse: 再使用), リサイクル (Recycle: 再生利用) からなる、循環型社会を目指した廃棄物対策の取組

## 第2章 食品ロスの現状と課題

### 1 全国における食品ロスの発生状況

令和2年度（2020年度）の国の推計によると、食品製造業、食品卸売業、食品小売業、外食産業の事業系と、一般家庭の家庭系を合わせて年間2,372万トン<sup>※5</sup>の食品廃棄物等（有価物<sup>※6</sup>や不可食部<sup>※7</sup>を含む）が排出され、このうちの約22.0%にあたる522万トンが食品ロス量と推計されています。

今回推計された令和2年度（2020年度）は、前年度に施行された食品ロス削減推進法を踏まえた取組が各方面で開始された年度でもあり、図2に示すとおり、推計を開始した平成24年度（2012年度）以降最小の値となりました。

食品ロスを削減するためには、消費者や事業者、団体、行政などの各主体が、それぞれの立場においてこの課題に取り組み、社会全体の問題として捉え行動することが重要であり、食べ物を無駄にしない意識の醸成とその定着を図るため、今後も各主体が連携し、より一層の食品ロス削減のための取組を国全体として継続して進める必要があると言えます。

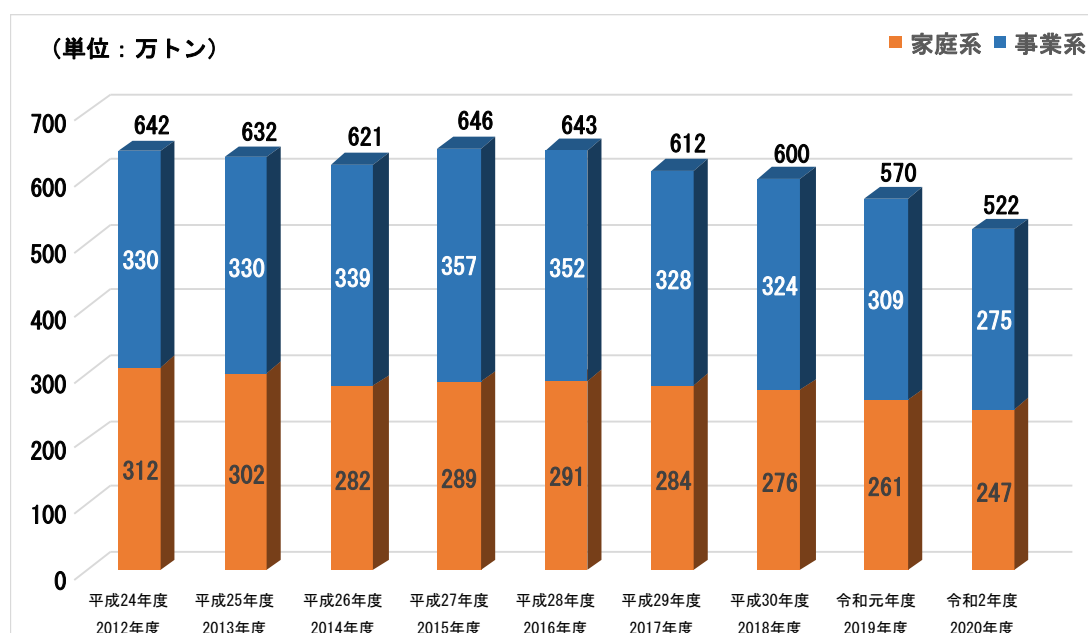


図2 全国の食品ロス量の推移（平成24年度（2012年度）～令和2年度（2020年度））

※5 農林水産省「令和2年度食品廃棄物等の年間発生量及び食品循環資源の再生利用等実態率（推計値）」及び、環境省「令和3年度食品廃棄物等の発生抑制及び再生利用の促進の取組に係る実態調査」による

※6 有価物 食品の製造工程等で発生したもののうち、対価を払って飼料として再利用されるなど、廃棄物とならないもの

※7 不可食部 野菜くずなど、食品の製造、加工又は調理の過程において発生した食べることができない部分

## 2 北海道における食品ロスの発生状況

北海道食品ロス削減推進計画では、国が公表する全国の食品ロス量や「食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律」（以下「食品リサイクル法」という。）に基づく食品廃棄物等の発生量調査等の結果により、北海道内の食品廃棄物総量を233万トン（平成29年度（2017年度））と推計しています。

そのうち食品ロス発生量は年間33万トン（家庭系食品ロス量は11万トン、事業系食品ロス量は22万トン）で約14.2%を占めています。

北海道は、製造業のうち、食品製造業の工業製品出荷額の割合が約36.5%<sup>※8</sup>を占め、国の9.1%と比較しても大きくなっており、広大な土地と豊かな自然に恵まれ、質の高い農林水産資源を生かした食品工場が多く存在するなど、食品産業が大変盛んであるという背景から、食品ロス全体に占める事業系の割合が国に比べて高くなっていると考えられます。

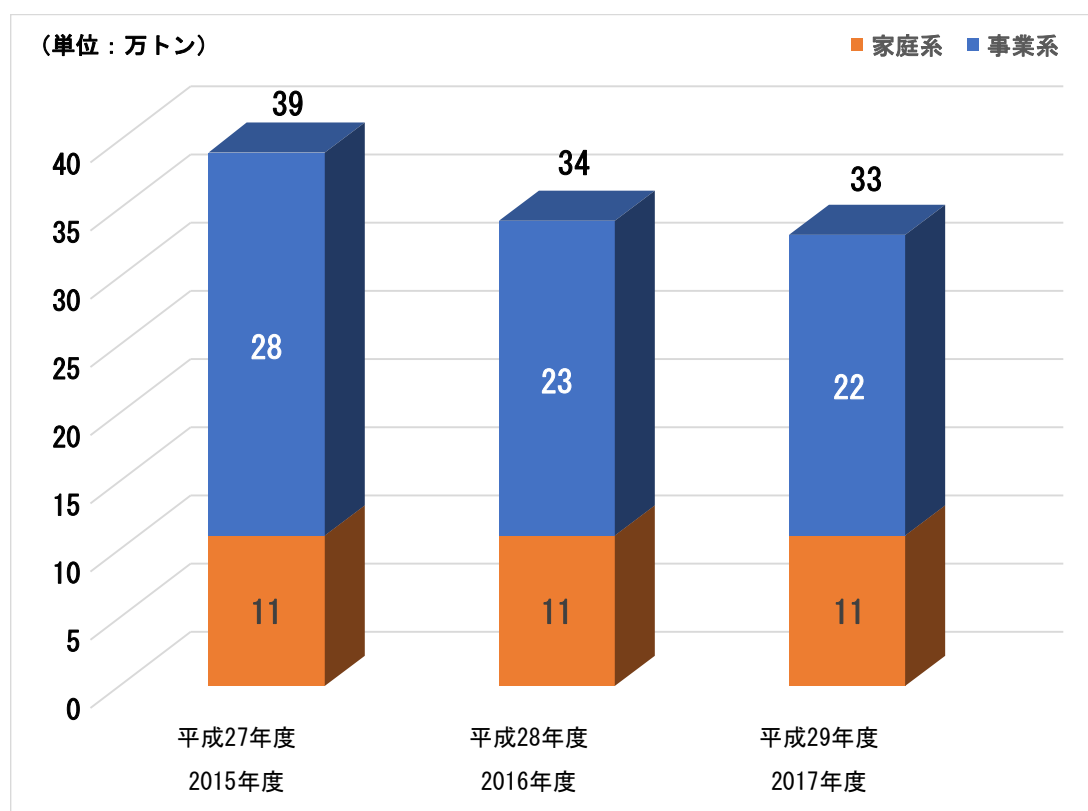


図3 北海道の食品ロス量の推移（平成27年度（2015年度）～平成29年度（2017年度））

（出典 北海道食品ロス削減推進計画）

※8 経済産業省「2020年工業統計調査 地域別統計表（令和元年度実績）」による

### 3 旭川市における食品ロスの発生状況

(1) 家庭系食品ロスの発生量

本市の家庭系食品ロス量については、ごみ処理実績及び令和3年度（2021年度）に実施した燃やせるごみの組成調査※<sup>9</sup>結果を基に、3,647トン（市民一人当たり年間約11.2kg）と推計しました。

計算方法は以下のとおりです。

- ア 令和3年度（2021年度）の家庭ごみの燃やせるごみ総排出量【41,768トン】
- イ アに組成調査で得られた食品廃棄物（生ごみ）の割合（33.2%）を乗じて、食品廃棄物量を推計【13,867トン】
- ウ イに組成調査で得られた食品ロスの割合（26.3%）を乗じて推計【3,647トン】

表1 令和3年度（2021年度）家庭系食品ロス量推計値

総排出量(t) 【ア】	食品廃棄物割合(%)	食品廃棄物推計量(t) 【イ】	食品ロス割合(%)	食品ロス推計値(t) 【ウ】
41,768	33.2	13,867	26.3	3,647

(参考) 令和3年度（2021年度）家庭ごみ（燃やせるごみ）組成調査結果

大分類		小分類	割合(%)
燃やせるごみ(適合物)	食品廃棄物(生ごみ)	調理くず(不可食部)	24.4
		調理くず(可食部)	0.8
		直接廃棄	4.0
		食べ残し	4.0
	その他	その他燃やせるごみ	42.6
不適物	燃やせないごみ		6.2
	資源物		18.0
合計			100.0

※<sup>9</sup> 組成調査 排出されたごみ袋を開封し、ごみの種類及び量の割合を調査するもの



(参考) 令和3年度(2021年度)家庭系組成調査結果(食品廃棄物内訳)

分類	割合(%)	食品ロス割合(%)
調理くず(不可食部)	73.7	26.3
調理くず(可食部)	2.3	
直接廃棄	12.0	
食べ残し	12.0	
合計	100.0	26.3

(2) 事業系食品ロスの発生量

本市の事業系食品ロス量については、食品リサイクル法に基づき、国が事業者へ報告を求めている食品廃棄物等の発生量調査等の結果を基に、4,169トン(市民一人当たり年間約12.8kg)と推計しました。

計算方法は以下のとおりです。

ア 食品廃棄物等多量発生事業者<sup>※10</sup>について、農林水産省が公表している、食品リサイクル法に基づく令和2年度定期報告(市町村ごと)の食品廃棄物量【15,904トン】

イ 食品廃棄物量が100トン未満の事業所について、国が示す食品廃棄物総量と多量発生事業者の食品廃棄物量(ア)から100トン未満の事業者の数値割合を算出(食品製造業4.59%、食品卸売業131%、食品小売業34.38%、外食産業262.89%)し、この割合をアの数値に乗じて推計【3,245トン】

ウ アとイの和を用いて食品廃棄物量を推計【19,149トン】

エ ウに、国の産業別食品ロス割合<sup>※11</sup>を乗じて推計【4,169トン】

表2 令和3年度(2021年度)事業系食品ロス量推計値

分類	100t以上推計量(t) 【ア】	100t未満推計量(t) 【イ】	食品廃棄物推計量(t) 【ウ】	食品ロス割合(%)	食品ロス推計値(t) 【エ】
食品製造業	13,110	602	13,712	9.0%	1,234
食品卸売業	30	40	70	56.4%	40
食品小売業	2,040	701	2,741	53.9%	1,477
外食産業	724	1,903	2,626	54.0%	1,418
合計	15,904	3,245	19,149		4,169

※10 食品廃棄物等多量発生事業者 食品廃棄物等の前年度の発生量が100トン以上の食品関連事業者

※11 農林水産省「令和2年度食品産業リサイクル状況等調査委託事業(食品関連事業者における食品廃棄物等の可食部・不可食部の把握等調査)報告書」による

#### 4 市民アンケート調査結果

本市では、令和3年度（2021年度）に「旭川市食育に関するアンケート調査」を実施しており、その中で食品ロスに対する認知度や取組についても調査しました。

調査の概要及び結果は以下のとおりです。

(1) アンケートの実施概要（食品ロス関連分）

20歳から79歳までの男女3,200人を対象に、「食品ロス問題と認知度」「食品ロスを減らすための取組」の2項目について調査を実施し、1,061人より回答を得ました。

(2) アンケート実施結果

以下の図4及び図5のとおり結果が得られました（令和3年度「旭川市食育に関するアンケート調査結果報告書」より抜粋）。

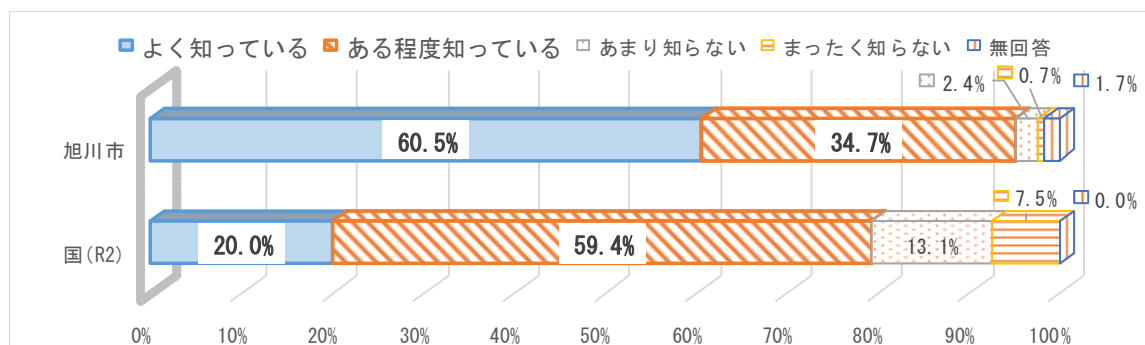


図4 国と本市における食品ロス問題の認知度比較

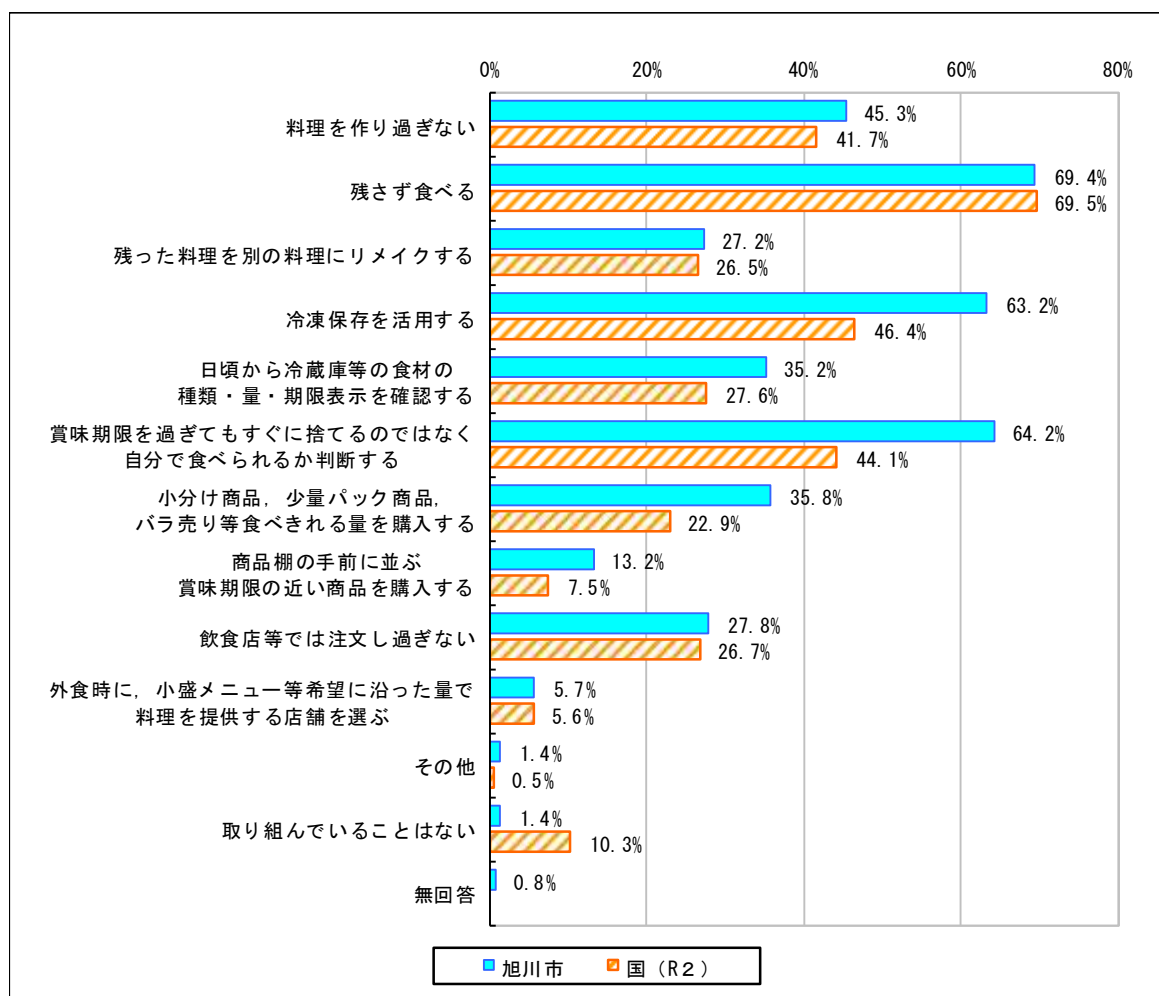


図5 国と本市における食品ロス削減の取組比較

(3) アンケート結果から見る考察や課題

本市における食品ロス問題の認知について、食品ロス問題を「知っている」と回答した人の割合は95.2%（「よく知っている」60.5%と「ある程度知っている」34.7%との合計）であり、国の79.4%と比較して高い数値となっています。

また、本市における食品ロス削減の取組についても、食品ロスを減らすために、何らかの取組を行っている市民の割合は97.8%であり、国の89.7%と比較して高くなっています。

この結果から、市民の食品ロス削減への意識や行動は、国が実施した令和2年度消費者庁調査結果と比較して高い傾向にあることが分かります。

一方で、図5の各項目の結果によると「残った料理を別の料理にリメイクする」「商品棚の手前に並ぶ賞味期限の近い商品を購入する」「飲食店等では注文し過ぎない」「外食時に、小盛メニュー等希望に沿った量で料理を提供する店舗を選ぶ」といった項目の実施率が、本市においても30%未満となっていることから、こうした項目を中心として周知・啓発などに取り組むことで、市民の食品ロス削減に向けた行動が一層進むものと考えられます。

## 5 本市のこれまでの取組

本市では、令和元年度（2019年度）より生ごみの減量化という観点から、市民に対し、食品ロスに係る周知・啓発を中心に取組を推進しています。

主な取組内容の概要について、以下の表3に示します。

表3 本市の食品ロス削減における主な取組の概要

年度	内容名	取組内容
令和元 (2019)	・食品ロス削減モニター調査	・市民モニター30名を募集し、4週間、食品の廃棄や生ごみの排出を調査することで、本市の食品ロスの傾向について把握
	・食品ロス削減啓発パネル展の開催	・市有施設やイベントの開催時において、食品ロスの現状や取組方法について、パネル展を開催することで市民に向けた啓発を実施
	・食品ロス削減セミナー	・食品ロスの予防となる冷蔵庫の整理や食品の収納について、専門家によるセミナーを開催
令和2 (2020)	・食品ロス削減ポータルサイトの開設	・食品ロスに関する基本的な情報の提供及び、市民や事業者に向けた食品ロス削減に関するお知らせや取組について周知するため、本市ホームページ上において、食品ロスに関する総合的な情報発信を行うサイトを開設
令和3 (2021)	・食品ロス削減オンラインクッキング	・モニター調査の結果を活用し、食品ロスの上位となった野菜を有効活用するための食べきりレシピの動画を制作・公開
	・事業者向け啓発チラシの配布	・食品関連事業者に向けて、食品ロスの基本的な情報や、各事業者への工夫や取組を促すチラシを作成・配布

### コラム

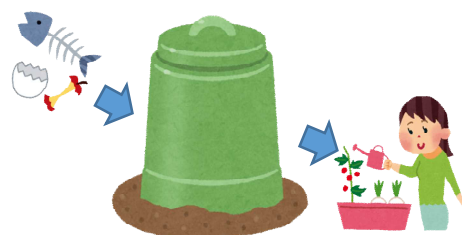
#### 旭川市の取組【生ごみ堆肥づくり】

可食部（食べられる部分）の生ごみを減らすことで、食品ロスを減らすことができます。ただ、不可食部（野菜の皮など）の生ごみはどうしても出てしまうものです。

本市では、生ごみの減量化・資源化を進める取組の1つとして、生ごみ堆肥づくりの普及のため、生ごみ堆肥づくり講師（通称：生ごみマイスター）を活用し、市内で講習会・相談会の実施や、学校や町内会等の団体へ講師として派遣しています。

生ごみマイスターは、屋外・屋内のコンポストや、段ボールを活用した堆肥づくりを教えるだけでなく、堆肥を活用した野菜などの栽培方法もアドバイスしています。

ちょっとした工夫で生ごみを減らし、野菜などを元気に育てる堆肥に生まれ変わる「生ごみ堆肥づくり」を始めてみましょう。



## 第3章 食品ロス削減の推進方針及び施策

### 1 基本理念

本市の食品ロス削減を推進するに当たっては、市民が消費者や事業者といった各立場から食品ロスの現状と問題点を把握、認識し、削減の意義について理解するとともに、削減に向けた行動を実践することが求められます。

具体的には、食べ物を無駄にしない意識を持ち、生産、製造、販売の各段階や買物、保存、調理、消費の各場面において食品ロスが発生していること、消費者、事業者等、それぞれに期待される役割を理解し、可能なものから具体的な行動に移すことが求められます。

こうした理解と行動の変革が広がるよう、消費者、事業者、関係団体、行政等の多様な主体が連携し、市民運動として、食品ロスの削減を推進していくものとします。

### 2 目指す姿

#### (1) 現状と今後の考え方

- ◆食品ロス量の推計に基づくと、市民一人当たりの年間の食品ロス量は約24kgとなり、これはおにぎり約240個分（1個100gと仮定）となります。国と比較すれば少ないですが、減らす余地は十分にあると考えて削減に取り組むことが重要です。
- ◆市民アンケートの結果からは、国と比較しても市民の食品ロスに対する認知度と削減の取組は進んでいると言えます。引き続き、市民が主体的に取り組む意識を醸成していくことが重要です。
- ◆本市は北北海道の拠点都市、また、食料の生産・物流拠点であり、北海道の食分野においても重要な地域です。こうした地域性を理解した上で、取組を進めることが重要です。

#### (2) 目指す姿の設定

市民が本市の現状を認識した上で、一丸となって取組を進めることにより、食品ロス削減に向けた機運を更に高め、全道へと波及させられるような先進地となる可能性を秘めていると考え、以下のとおり目指す姿を設定しました。

## 市民みんなが、食品ロスの現状を知り削減に向けた取組を更に前進

～旭川市の取組から食品ロス削減の機運を全道へ～

### 3 推進の視点

食品ロス削減に係る目指す姿を達成するに当たっては、本市の現状でも触れているように、市民が北海道や本市の地域性を理解した上で、生産や加工、流通、消費といったフードチェーン<sup>※12</sup>全体の中で、それぞれの立場から自らの役割を認識し、実施可能なことから始め継続することが重要です。また、取組を広げていくためには、お互いの役割を理解し、連携しながら進めることが重要なことから、「地域性」「主体性」「継続性」「協力と連携」という視点から取り組みます。

#### (1) 地域性

食料生産基地である北海道の中でも、食分野において重要な地域であることを踏まえた取組の推進が重要です。

#### (2) 主体性

市民一人一人が主体的に食品ロスのことを知り、削減に向けて取り組むことが重要です。

#### (3) 継続性

それぞれの状況に応じて、できることから実践し、無理せず継続して取り組むことが重要です。

#### (4) 協力と連携

一つの主体ではできないことも、複数の主体が協力や連携をして、取組を広げていくことが重要です。

※12 フードチェーン 農林水産業、食品製造業、食品販売業など、食品の一次生産から販売・消費に至るまでの食料供給の行程のこと

## 4 数値目標

国は、食品ロス量について、平成 12 年度（2000 年度）比で令和 12 年度（2030 年度）までに半減させるという削減目標<sup>※13</sup>を設定しています。

また、国の基本方針では、削減目標に加えて食品ロス問題を認知して削減に取り組む消費者の割合を 80 %とする目標が設定されています。

本市においても、こうした国の目標設定を踏まえ、具体的な数値目標を設定します。

### (1) 食品ロス発生量削減目標

食品ロスの発生量削減について、以下のとおり目標を設定します。

令和 3 年度（2021 年度）比で、令和 14 年度（2032 年度）までに食品ロス量を 17%削減するものとします。

食品ロス発生量削減目標		17%の削減
	(現状)	(目標)
家庭系	3,647 トン	→ 3,024 トン
事業系	4,169 トン	→ 3,457 トン
合計	7,816 トン	→ 6,481 トン

(第 2 章-3 「旭川市における食品ロス発生状況」と同様の方法で算出)

### 【目標値設定の考え方】

国は、平成 12 年度（2000 年度）時点で 980 万トンあった食品ロス量を、令和 12 年度（2030 年度）までに半減させるという削減目標を設定しています。

本市は、計画期間を令和 14 年度（2032 年度）までの 10 年間としていることから、10 年間での削減目標とします。国の 3 分の 1 の期間で目標を設定し、令和 3 年度（2021 年度）比で 6 分の 1 の食品ロス量削減を目指すこととします。なお、国と本市の人口減少率も勘案し、最終的に 17%削減を目標とします。

目標年度は国や北海道の 2 年後になりますが、10 年間で 17%削減の目標を設定し、取り組む過程で、国及び北海道が掲げる令和 12 年度（2030 年度）の目標値の達成にも寄与できると考えます。

<sup>※13</sup> 「第四次循環型社会形成推進基本計画（平成 30 年 6 月閣議決定）」において家庭系食品ロス量の削減目標が、「食品循環資源の再生利用等の促進に関する基本方針（令和元年 7 月）」において事業系食品ロス量の削減目標がそれぞれ設定された

表4 食品ロス量削減目標の算出の考え方

(単位:トン)

	平成11 (2000)	令和3 (2021)	令和12 (2030) (国目標値)	令和14 (2032)	令和14(2032) (市目標値) (人口減少率調整)
国	9,800,000	30年間で1/2削減 → 4,900,000			
旭川(家庭系)		3,647		3,039	3,024
旭川(事業系)		4,169		3,474	3,457
旭川(合計)		7,816	10年間で1/6削減 (計画期間) → 6,513		6,481

(2) 食品ロスの削減に向けた行動目標

家庭系と事業系の食品ロス削減に向けた市民の行動目標として、それぞれ以下のとおり設定します。

ア 家庭系食品ロス削減の行動目標

食品ロス削減のために何らかの取組を行っている市民の割合について、100%を目指します。

**食品ロス削減のために何らかの取組を行っている市民の割合**

現状（令和3年度（2021年度））93.7% → 100%

（「旭川市食育に関するアンケート」で把握）

**【目標値設定の考え方】**

令和3年度（2021年度）に実施した「旭川市食育に関するアンケート調査」の結果を基に目標を設定します。

上記アンケートでは、食品ロス問題について知っている人のうち、93.7%の人が、食品ロスを減らすために何らかの行動をしているという結果となりました。

この値を現状値とし、既に現状値が90%を越える高い水準であることを踏まえて、より高い行動目標として100%を目指します。



イ 事業系食品ロス削減の行動目標

3010 運動<sup>※14</sup>など食品ロスの削減に新たに取り組む事業者数について 100 店舗（事業所）を目指します。

**3010 運動など食品ロスの削減に新たに取り組む事業者数**

新規で取り組む事業所（店舗）数 100 か所

（直接依頼活動を行うことで把握）

**【目標値設定の考え方】**

今後、本市が事業者向けに実施する食品ロス削減に係る啓発活動を通じて、取組を実践した事業所数を目標として設定します。

現時点で食品ロス削減に向けた取組をしている事業者を除き、新規に取り組む事業所数を 1 年間で 10 か所増やすことを目標として、10 年間で 100 か所増やすことを目指します。

コラム

**【「3010(さんまるいちまる)運動」のすすめ】**

宴会やパーティーでの食べ残し量の割合は、食事が主目的ではないことなどもあり、食堂やレストランの割合の約 4 倍<sup>※15</sup>とされています。

仕事の接待が中心で、食事をする時間がない、会話に夢中になってしまう、立食パーティーなどでは、周囲に遠慮して料理に手が伸ばせない、などの状況から食べ残しが発生することが考えられます。

宴会の際は、食品ロスを発生させないように、事業者だけではなく、主催者や幹事の方も率先して声をかけ、おいしく料理を食べきりましょう。

★開催後 30 分間：味わいタイム

- ・宴会やパーティーが始まり、乾杯後の 30 分間は出来たての料理を楽しみましょう。

★終了前 10 分間：食べきりタイム

- ・お開き前の 10 分間は、再び食事に集中して料理を食べきりましょう。
- ・食べきれなかった料理は持ち帰ることも考えましょう。



【環境省 3010 運動普及啓発用三角柱 POP】

※14 3010 運動 宴会の開始後 30 分間、終了前 10 分間は食事を楽しみ食べ残しをなくす運動

※15 農林水産省「食品ロス統計調査・外食調査（平成 27 年度）」による

## 5 基本方針

食品ロス削減の推進について、国の基本方針や北海道の計画を踏まえつつ、本市の特性に応じた施策を実施し、目指す姿を実現するため、次のとおり4つの基本方針を定めます。

### ●基本方針1 食品ロスの発生を抑制

廃棄物削減における3Rを基本として、まず食品ロスが発生させない取組（リデュース）が重要です。

このため、消費期限と賞味期限の正しい理解や、食材の保存方法など、市民への働きかけから、作りすぎや食べ残しなど家庭系・事業系双方ともに起こりうる食品ロスの減少に向けて取組を推進します。

### ●基本方針2 未利用食品等の有効活用を推進

食品ロスが発生させないためには、食べられるものを食品として利用することも重要です。

このため、未利用食材等の直売所での販売や、貧困、災害等により食べ物を十分に入手することができない人に、家庭や事業所から発生する未利用食品等を提供するための活動（フードドライブ<sup>※16</sup>）が円滑に行われるよう、当該活動に係る関係者相互の連携の強化や周知・啓発に取り組めます。

### ●基本方針3 食品ロス削減に向けた情報を発信

基礎自治体である本市は、国や北海道と比べて、より市民に身近な存在であることから、適切かつ積極的な情報発信が重要です。

このため、食品ロスや、全国の食料自給率、事業者が実施する取組事例、フードバンク<sup>※17</sup>などについて、幅広い年齢層に向けて、マスコミとの連携や、各種媒体を活用した効果的な情報発信により、認知度向上を図ることで、食品ロスの削減につながるよう取り組めます。

### ●基本方針4 食品ロス削減のための連携を強化

上記の基本方針に基づき取組を進めるに当たっては、行政のみならず、消費者、食品関連事業者、団体等、様々な主体が協力して取り組むことが重要です。

このため、食育推進会議の活用を中心として、庁内の関係部局と有効な施策を検討するとともに、様々な主体間の連携が推進されるよう取り組めます。

※16 フードドライブ 家庭や事業所等で余っている食品を集めて、食品を必要としている地域のフードバンク等の生活困窮者支援団体、子ども食堂、福祉施設等に寄付する活動のこと

※17 フードバンク 家庭や食品の製造工程で発生する未利用食品や規格外品等を引き取り、福祉施設等へ無料で提供する団体のこと

## 6 施策の体系

4つの基本方針に基づき具体的な取組を進めていくため、8つの基本施策を展開します。



## 7 具体的な取組

基本方針及び基本施策に基づき、消費者、事業者、団体、行政等が連携して、食品ロスの削減について理解と関心を深めるとともに、それぞれの立場から自主的・継続的に行動できるよう、啓発及び知識の普及、各主体の取組に対する支援等について、具体的に取り組めます。

なお、計画策定段階では検討中の取組もあることから、計画期間内で取組を開始できるよう努めるとともに、計画の定期的な評価検証を通じ、新たな取組の必要性が生じた場合には追加などの見直しを適宜図っていきます。

### 基本方針 1 食品ロスの発生を抑制

#### ■基本施策 1 食品ロスに関する意識の醸成

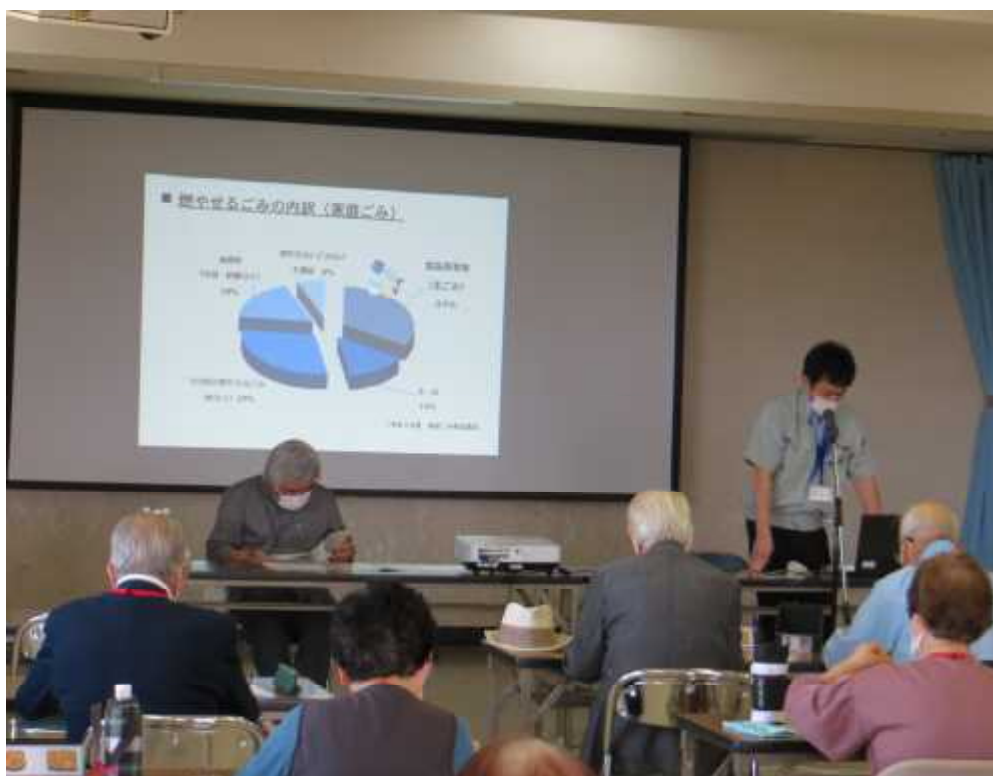
- 食品ロスに係る情報収集  
国や北海道の食品ロス量や施策などの基礎的な情報から、他市町村の先進事例などの情報について収集を行い、本市の食品ロス削減の取組に活用します。
- 食品ロスに係る情報の発信  
本市ホームページ上で公開している食品ロス削減ポータルサイトや、定期的を開催するパネル展などを中心として、様々な機会や媒体を通じて、国や本市の食品ロスに関する現状や取組の情報を発信します。



【食品ロス削減パネル展の様子】

### 第3章 食品ロス削減の推進方針及び施策

- 市内における食品ロスの実態把握  
食品ロスの実態を把握するための調査やアンケートなどを実施し、食品ロス削減に係る取組に反映させます。
- 食に関連するイベントや広報物などを通じた周知・啓発  
本市の基幹産業である農業に関する体験イベントの機会や、子供の食に関わりが深い給食の時間などを活用し、食品ロスに関する情報提供を行うことで、市民がより身近に食品ロスについて知り、考える機会の拡大を図ります。
- 食品ロスに係る講座などの実施  
百寿大学や関連イベントの機会を捉えて、食品ロスについて講習を実施するなど、積極的に市民が学ぶ機会を創出します。



【百寿大学の講演の様子】

■基本施策2 家庭での食品ロス削減の推進

- 食品関連事業者と連携した家庭向けの食材有効活用の紹介

食品ロス削減クッキング動画の制作及び配信などを通じて、プロの視点から家庭での食品ロス削減につながるレシピや手法などのほか、店舗における食品ロス削減の取組を紹介しします。



【ポータルサイト上で使い切りレシピを紹介中】



【食品ロス削減クッキングのページはこちらから】

- 冷蔵庫の整理や食品の収納に係る取組の紹介

食品の有効活用，買い物の際の事前チェックを推進する観点から，冷蔵庫の整理や食品の収納に関する取組を紹介する情報を発信しします。



【冷蔵庫整理セミナーの様子】

- 家庭における食品ロス削減レシピなどの募集

市民から，家庭で実践している食品ロス削減レシピや，食品ロス・生ごみ削減に関するアイデアなどを募集し，ポータルサイト上で公開しします。

○ 家庭に向けた広報物の作成及び配布

町内会の回覧板や給食だよりなど、家庭で回覧・配布される広報物を利用して、食品ロスの基本的な知識や、消費・賞味期限などの考え方について周知を行うことで、家庭における食品ロス削減の普及啓発を図ります。

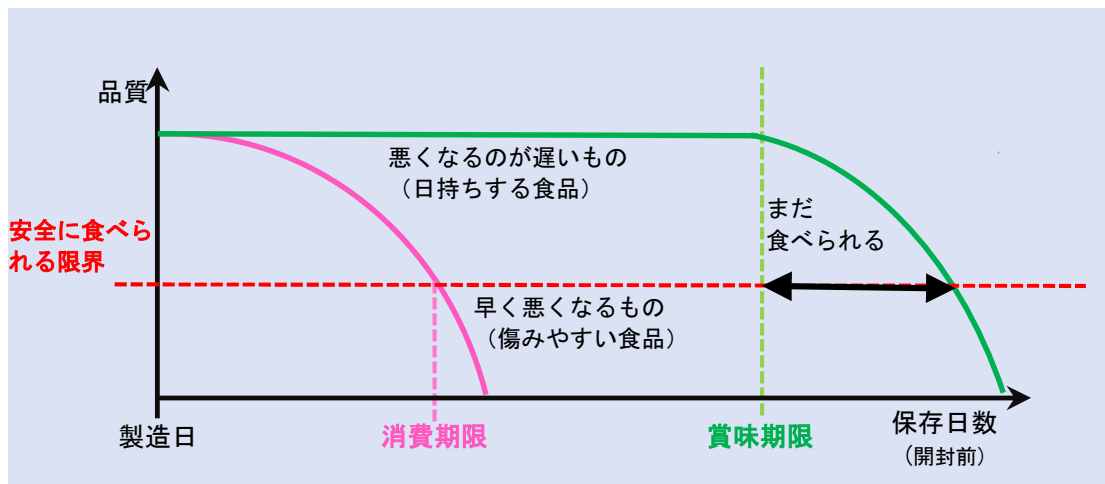
○コラム

【消費期限と賞味期限】

「消費期限」は、製造又は加工日を含めて、おおむね5日以内の期間で、品質が急に劣化しやすい食品で、期限が過ぎたら食べない方がよい期限を設定しています。

対して、「賞味期限」は、未開封の状態、適切に保存した場合に、おいしく食べられる期限であり、この期限が過ぎてもすぐに食べられなくなる訳ではありません。

賞味期限が過ぎてもすぐに捨てるのではなく、自分でまだ食べられるか判断することも大切です。2つの違いを知り、保存や調理を上手に行うことで食品ロスを減らしていきましょう。



■基本施策3 事業系食品ロス削減の推進

- 飲食店事業者等と連携した利用者向けの周知・啓発  
飲食店での食べきり実践のため、事業者の協力の下、「3010運動」や適量注文等について、POP（三角柱などの啓発資材）の設置や配布を行います。また、市民団体とも連携し、飲食店に対する宴会の場面などでの食べ残し削減に係る啓発活動を実施します。
- 飲食・宿泊、小売事業者等に向けた広報物の作成及び配布  
食品関連事業者に向けて、食品ロスの基本的な情報や各業態に合わせた工夫や取組を促すチラシを作成し配布します（（例）飲食・宿泊業：仕入れ時や宴会時の取組など、小売業：少量販売や期限切れ削減の取組など）。
- 食品製造事業者等に向けた講習会などの開催  
旭川食品加工協議会などの関係団体と連携し、食品製造事業者に向けて、食品ロスに関する情報提供や削減の取組事例を紹介する講習会などを開催します。
- あさひかわエコショップ認定店制度の活用  
環境に配慮した小売店を認定するあさひかわエコショップ認定店制度の運用を通じて、小売店が実施する食品のばら売りや、見切り品の販売など、食品ロス削減につながる取組を推進するとともに、ホームページ等の周知を通じて消費者にも取組を分かりやすく伝えます。



【エコショップ認定店の取組（野菜のばら売りや量り売りを実践）】



## 基本方針2 未利用食品等の有効活用を推進

### ■基本施策4 未利用食品等の販売や再生利用

- 旭川食品産業支援センターによる事業者支援  
旭川食品産業支援センターの機能を活用し、事業者が規格外品<sup>※18</sup>などを活用した商品開発や、食品試験を行う際の技術的支援を実施します。
- 農産物直売所の情報発信  
農産物直売所では規格外の農産物も販売されることから、旭川市内の直売所の情報をホームページに掲載し、市民に対して情報提供を行います。
- 各種補助金の活用による事業者の取組推進  
中小企業者や農業者が取り組む、規格外の原材料等の有効活用など食品ロス削減に関連する新商品の開発や販路拡大、加工・販売施設の整備などの事業にも活用できる補助制度の運用を通じて事業者の取組を推進します。

### ■基本施策5 未利用食品等の循環による有効活用

- フードバンクやフードドライブの周知・啓発  
フードバンクやフードドライブについて、市民の理解を深めるとともに取組に参加する人を増やし、未利用食品の有効活用が図られるよう、市内の現状や取組について、市のホームページをはじめとする各種媒体を通じて周知します。
- フードドライブに関する情報収集と連携検討  
フードドライブに関する国の施策や、全国の先進事例を調査するとともに、市内のフードバンクと積極的に情報交換を行い、今後の活動について具体的な連携の方法を検討します。
- 民間事業者による子ども食堂などへの食材提供の支援  
民間企業が、商品とはならない食材や規格外品を子ども食堂に無償で提供する活動について、支援を実施します。

<sup>※18</sup> 規格外品 重量・容量や色、形状が悪いものや、包装の不良が発生した商品で売り物にならないもの

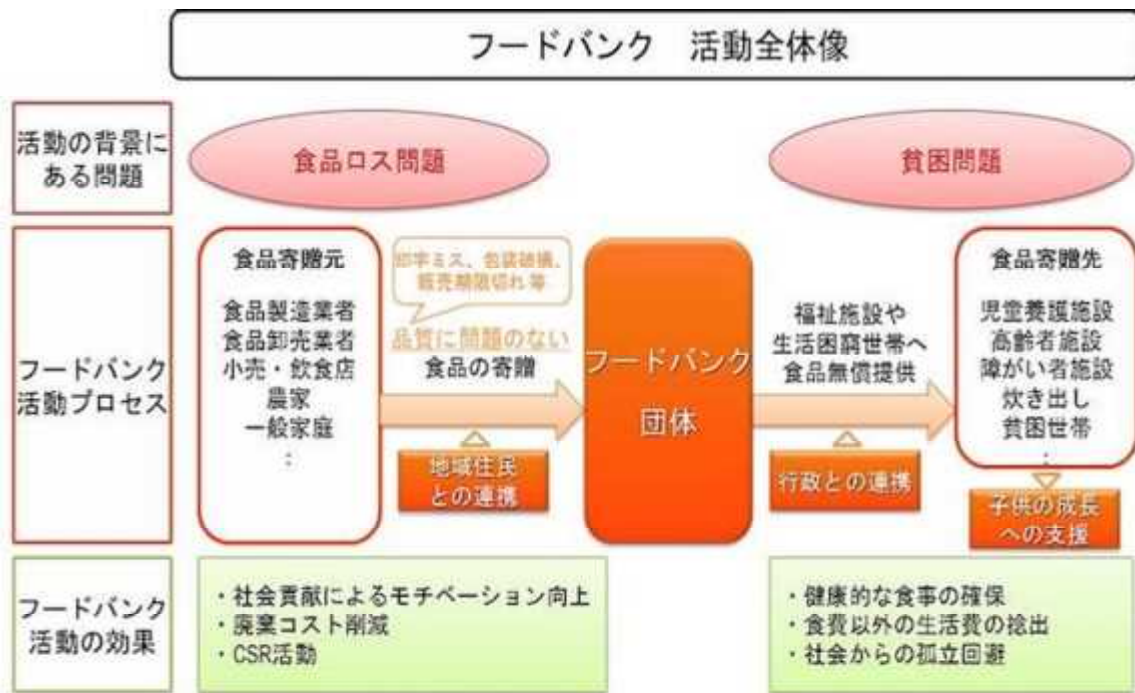
○コラム

【フードバンクの取組】

フードバンク活動とは、規格外品や過剰在庫などの理由で、品質上は問題なく安全に食べられるにもかかわらず、販売できない食品や、一般家庭からの不要な食品を寄贈してもらい、必要としている福祉施設や団体などに提供する活動です。

フードバンク活動を実践していくことで、食品ロスの削減につながるだけでなく、貧困問題の解決にも重要な役割を担っています。

農林水産省によると、令和4年10月31日時点で把握しているフードバンクは、全国で215団体であり、本市においては、「NPO法人ピースーズ」がこうした活動を行っており、農林水産省のホームページで概要が紹介されています。



(出典 一般社団法人全国フードバンク推進協議会)

## 基本方針3 食品ロス削減に向けた情報を発信

## ■基本施策6 食品ロスの認知度向上や削減に向けた積極的な情報発信

## ○ 食品ロス削減ポータルサイトの運営・充実

食品ロスに係る情報を幅広く市民と共有できるよう、本ポータルサイト内で、食品ロス削減に関する取組等の更新を随時行うとともに、各種団体の活動紹介や市民からのアイデア募集など、内容の充実を図ります。



【旭川市食品ロス削減ポータルサイト】

## ○ 食品ロス削減パネル展の開催

市民が食品ロスに係る情報に触れる機会を増やすため、まなびピアなど市民や団体が、日頃の活動成果を発表する場や、エコカーニバルなど環境啓発のイベントの場をはじめ、公共施設を活用し定期的に食品ロスの問題点や削減に向けた取組方法などを紹介するパネル展を開催します。

○ 各報道媒体や SNS<sup>※19</sup>を活用した情報発信

様々な年代の市民に食品ロスへの関心を持ってもらうため、各報道機関の協力の下で様々な媒体及び即時性のある SNS を活用するなど食品ロスに係る情報を幅広く発信します。

## ○ まちなかキャンパスなど学生の情報発信の場の提供

デザインウィークなどの開催時において、市内及び近郊の高校生が、食品ロスをはじめとする SDGs やデザインなどをテーマとした探求事業の成果を発表できるイベントを実施します。

※19 SNS スマートフォンなどを利用して、不特定多数の人へ簡単かつ迅速に情報を発信することができるサービスの総称

## 基本方針4 食品ロス削減のための連携を強化

### ■基本施策7 国及び北海道との連携

- 本計画の策定・見直しに当たっての連携  
国の基本方針や北海道の計画の進捗状況を確認し、情報の共有を図るとともに、情報提供を依頼するなど連携を図ることで、本計画の策定や見直しに反映させます。
- 食品ロス削減の取組を進めるに当たっての連携  
食品ロス削減への具体的な取組を推進するに当たって、国や北海道が把握する食品ロスの現状や施策の情報提供を受けるとともに、こうした施策を活用する際や、共同で実施できる取組で連携を図ります。

### ■基本施策8 事業者や市民等との連携・協働

- 旭川市食育推進会議を通じた関係団体との連携  
有識者等で構成される旭川市食育推進会議での意見聴取や議論を通じて、関係する団体と食品ロスの現状や本市の取組に係る進捗状況などを共有するとともに、本市の取組への協力を適宜依頼するなど連携を図ります。
- 市民との意見交換の場などを通じた協働  
旭川未来会議 2030<sup>※20</sup>など市民との意見交換や提案をいただく場を活用し、食品ロスの削減を議題とすることで、市民から得られた意見を参考に食品ロス削減に向けた取組に生かします。
- 食品関連事業者との連携  
食品関連事業者を対象として、業種に合った周知・啓発活動の展開を通じて、食品ロス削減につながる取組を促すとともに、本市が実施する家庭向けの取組と連携させることで事業者の意識向上を図り連携体制を強化します。
- 団体等との連携  
家庭及び事業者向けの取組を行うに当たって、旭川消費者協会との連携を継続するとともに、フードバンクが必要とする支援について協議・検討し、連携を深める事で取組を推進していきます。

※20 旭川未来会議 2030 「2030年の旭川」のあるべき姿について議論し、旭川の未来に向けた取組を検討する会議

### 第3章 食品ロス削減の推進方針及び施策

○ 学校等教育機関との連携

児童生徒，保護者を対象とした取組を推進するため，総合教育や給食の場を活用した取組を学校等と連携して検討・実施します。また，高校生等が授業や自主研修等で食品ロスをテーマとして取り組む際にも協力を行うなど連携を図ります。

○ 報道機関との連携

食品ロスの現状や削減の取組について広く市民に周知するため，報道機関と連携し，様々な報道媒体を通じて情報発信を図ります。

## 第4章 計画の推進

### 1 各主体の役割

食品ロスは食品の生産、製造、流通、消費の全ての段階で発生しており、食品ロスの削減を推進するに当たっては、生産から消費の全ての視点から対策を考える必要があります。

消費者は、食品ロスの現状、削減の必要性を理解し、家庭内や外食時などで実践可能なことから取り組むとともに、事業者は消費者に対して、食品ロス削減に当たっての課題や、自らの取組内容を伝え協力を仰ぐなど、双方の視点から削減に向けた取組を進めることが必要です。

また、消費者団体・NPO法人、報道機関、行政なども各主体の社会的な役割を認識し、連携を図りながら、市全体で食品ロスの削減を進める必要があります。

こうした考えの下、食品ロスの削減を実現するに当たり、求められる各主体の主な役割や行動について、表5のとおり示します。

表5 各主体の主な役割や行動

対象者	行動区分等	主な役割や行動の例
(1) 消費者	①共通	<ul style="list-style-type: none"> <li>・食品ロスの現状や削減意義の理解</li> <li>・体験や見学などを通じたフードチェーン全体に対する理解</li> <li>・国や北海道、市町村が行う取組への参加や協力</li> </ul>
	①買物の際	<ul style="list-style-type: none"> <li>・自宅における食品の在庫確認や適量購入</li> <li>・地産地消の推進</li> <li>・可能な範囲で期限が迫った食品の優先購入</li> <li>・事業者が実施する商慣習見直しへの理解及び協力</li> </ul>
	②食品の保存の際	<ul style="list-style-type: none"> <li>・小分けや冷凍を活用した適切な保存</li> <li>・冷蔵庫などにおける食品の収納管理</li> </ul>
	③調理の際	<ul style="list-style-type: none"> <li>・野菜などの過剰除去の抑制</li> <li>・余りやすい食材の把握と有効活用の検討</li> <li>・残り物を活用した料理のリメイク</li> </ul>
	④外食の際	<ul style="list-style-type: none"> <li>・飲食店等における適量注文</li> <li>・3010運動など宴会時における食べ残しの抑制</li> <li>・自己責任による持ち帰りの検討</li> </ul>

(2) 農林漁業者・食品関連事業者	①農林漁業者	<ul style="list-style-type: none"> <li>・直売所での販売や加工食品への利用など規格外品の有効活用</li> <li>・フードシェアリング<sup>※21</sup>等を活用した売り切り</li> <li>・フードバンクへの未利用食材の提供</li> <li>・食品リサイクル法を踏まえた食品廃棄物の再生利用計画</li> </ul>
	②食品関連事業者	<ul style="list-style-type: none"> <li>ア 食品製造業 <ul style="list-style-type: none"> <li>・廃棄削減に向けた生産・製造工程の見直し</li> <li>・需要予測精度の向上による余剰在庫の削減</li> </ul> </li> <li>イ 卸売・小売業 <ul style="list-style-type: none"> <li>・流通や物流の効率化</li> <li>・物流倉庫などの基盤の整備</li> </ul> </li> <li>ウ 外食産業 <ul style="list-style-type: none"> <li>・天候や消費者の需要を見越した仕入れ</li> <li>・フードチェーン全体で納品期限（3分の1ルール<sup>※22</sup>）の見直し</li> <li>・小分けやバラ売り等の販売方法の導入</li> </ul> </li> <li>ウ 小盛り・小分けメニューの導入 <ul style="list-style-type: none"> <li>・3010運動等の参加による食べ切りを促す取組の実施</li> <li>・消費者責任での持ち帰りへの協力</li> </ul> </li> </ul>
(3) 消費者団体、NPO法人、報道機関等		<ul style="list-style-type: none"> <li>・行政等と連携した食品ロス削減に向けた取組の実践</li> <li>・自らが行う取組の情報発信による認知度向上</li> <li>・フードドライブなどの取組の実施</li> <li>・社会的課題である食品ロス問題に係る情報の発信</li> </ul>
(4) 行政		<ul style="list-style-type: none"> <li>・食品ロス削減への理解と正しい知識を深める取組の推進</li> <li>・3Rの普及・啓発</li> <li>・消費者への普及・啓発、食品関連事業者への取組の支援</li> <li>・フードバンクとの連携強化やフードドライブ推進の支援</li> <li>・食品ロスに関する現状や先進事例など情報の収集及び提供</li> <li>・旭川市食品ロス削減ポータルサイトやSNS等の活用、報道機関と連携した情報の発信</li> <li>・関係機関・団体と連携した体験や見学などの取組推進</li> <li>・消費者団体や学校等の食育に関する取組と連携した普及・啓発</li> <li>・食品ロス削減に向けた取組の推進体制整備</li> </ul>

※21 フードシェアリング 小売店・飲食店などの生産者側で余った食料を、消費者側へスマートフォン等のアプリ等を通じて情報共有し、シェアするサービスのこと

※22 3分の1ルール 製造日から賞味期限までの期間を3等分し、最初の3分の1を「納品期限（卸売業者から小売店へ納品する期限）」とする食品流通上の慣例のこと。賞味期限がまだかなり先の食品も廃棄となる可能性があり、慣習の見直しが推進されている

コラム

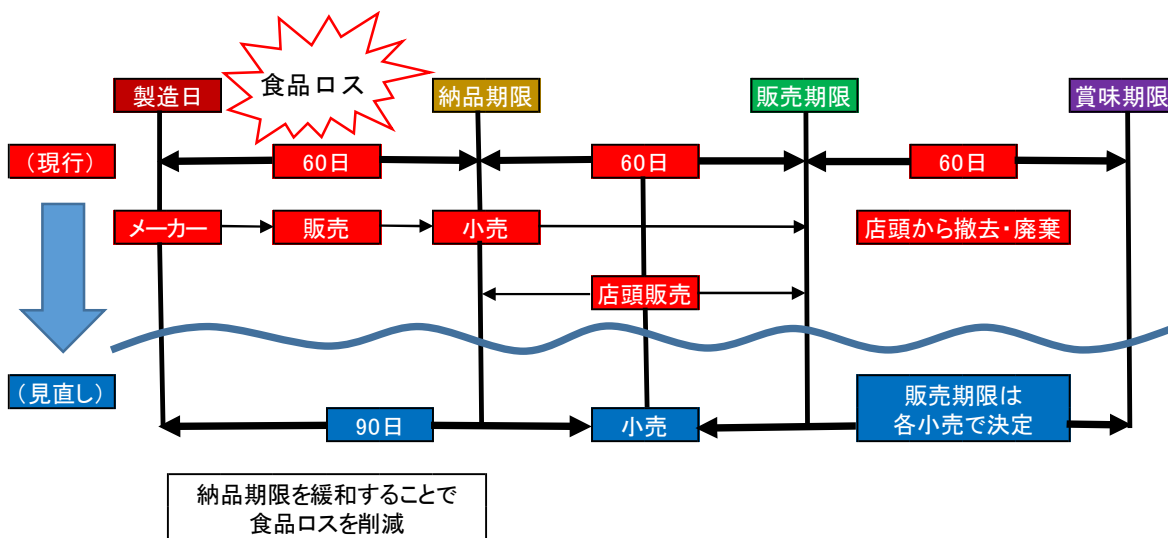
【商慣習の見直し 3分の1ルールから2分の1ルールへ】

3分の1ルールとは、食品が製造された日から賞味期限までの期間を3等分し、以下の3つの期限を設けたものです。

- ・納品期限：最初の3分の1の期間は、製造者が納品出来る期間。
- ・販売期限：次の3分の1の期間は、小売店が店頭で販売出来る期間。
- ・賞味期限：最後の3分の1の期間は、消費者が食品をおいしく食べられる期間。

例えば、製造日から賞味期限までの期間が180日（6か月）の食品があるとします。その場合、製造日から60日（2か月）を超えたものは小売店に納品できず、納品できない食品のほとんどは廃棄されてしまいます。こうした3分の1ルールは、特に法律で定められているわけではなく、食品業界が自主的に行ってきた商慣習です。

物流センター段階では、賞味期限が90日（3か月）以上残っていても、既に店舗に出荷することができなくなってしまうため、物流センターからメーカーへの返品が起こり、食品ロスが発生させる原因となります。その問題を是正するために「2分の1ルール」への商慣習の見直しが進められています。



【3分の1ルールから2分の1ルールによる商慣習見直しの概念図】



## 2 推進方法について

本計画の推進のために、消費者、事業者、団体、行政等の多様な主体が適切な役割分担の下、連携・協力しながら、食品ロスの削減に向けた取組を進めます。

また、取組の推進に当たっては、食育に関係する有識者等で構成される「旭川市食育推進会議」等の場を活用するとともに、市の関係部局が連携を図ることで、各基本方針、施策、取組についても相互に連携させ有効に機能するよう取り組みます。

なお、本計画における各施策の推進を効果的に図るためにも、目標の達成状況、施策の進捗状況や成果等について、毎年度把握し分析を行うとともに、その結果を基に必要な対策を講じるなど、PDCAサイクル<sup>※23</sup>による実効性のある進行管理を行っていきます。



図6 食品ロス削減に向けた取組の推進イメージ

<sup>※23</sup> PDCAサイクル 計画 (Plan)、実行 (Do)、評価 (Check)、改善 (Action) というサイクルを循環させることにより、継続的に事務事業の改善を図るマネジメントの手法

# 旭川市食品ロス削減推進計画

令和5年（2023年）3月発行

発行 旭川市  
編集 旭川市環境部廃棄物政策課計画係  
〒070-8525 旭川市6条通9丁目46番地  
電話 0166-25-6324（直通）  
[haikibutsuseisaku@city.asahikawa.lg.jp](mailto:haikibutsuseisaku@city.asahikawa.lg.jp)  
FAX 0166-29-3977  
旭川市公式ホームページ  
<https://www.city.asahikawa.hokkaido.jp/>

